令和5年5月17日

保護者 様

横浜市立みたけ台中学校
校長　羽田 敏隆

令和５年度　風水害・地震等への対応について

光眩しい時節、日頃より学校教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
さて、「横浜市学校防災計画」による風水害や地震への対応を一覧にいたしましたのでご確認ください。

	状　況	対　応	メール配信等
生徒登校前	ア. **大地震発生** 横浜市内の一か所でも 震度5強以上の地震を観測	地震発生の当日と翌日 **臨時休校** ※被害が少ない場合は学校判断で授業実施の場合あり。	震度5強以上は休校と判断してください（メール配信は原則しません）。 （授業実施の場合等メール配信や学校 HP に掲載する場合があります）。
	イ. 大規模地震・東海地震の 「注意報」「警戒宣言」が発令。	**臨時休校**	メール配信は原則しません。 警報で判断してください。 （補足的な情報をメール配信や学校 HP に掲載する場合があります）
	ウ. 朝　6時の段階で横浜市に 「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雨警報」「降灰予報」の発表	**臨時休校**	
	エ. 大雨警報・注意報 洪水警報・注意報・予報 強風注意報・大雪注意報	平常授業 ・通学路の安全を考慮して保護者が登校の可否を判断 ・安全確報のために遅刻・欠席の場合は必ず学校へ連絡	・安全を考慮した場合、遅刻・欠席扱いにはしません
	オ. 「J アラート」（全国瞬時警報システム）で自然災害以外の警報が神奈川県に発令。	警報が出ている間、登校を控える。	解除後の登校についてはメール配信や学校 HP でお知らせします。お知らせがあるまで登校を控えてください。
生徒登校後	カ. **大地震発生** 横浜市内の一か所でも 震度5強以上の地震を観測	**保護者による引き取り**	**メール配信がなくとも引き取りのためご来校ください**（迎えが来るまで留め置き）。
	キ. 地震発生 震度5強に達していないが学校教育活動を継続することが困難と判断。	状況に応じ、たとえば次のような対応をとります。 ① 直ちに生徒を下校させ、教職員が巡回する。 ② 生徒を校内に待機（避難）させ、危険がなくなってから下校させる。 ③ 保護者による引き取りを実施。	・ メール配信や学校HPへの掲載が可能な可限り、対応の方法や状況を発信します。 ・ 「大雨警報・注意報」や「洪水警報・注意報・予報」、「強風注意報・大雪注意報」ではメール配信は原則しません。
	ク. 大規模地震・東海地震の 「注意報」「警戒宣言」が発令。		
	ケ. 「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雨警報」「降灰予報」の発表、その他天候の急激な悪化。		
	コ. 「J アラート」（全国瞬時警報システム）で自然災害以外の警報が神奈川県に発令。		